

令和3年4月9日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容等をお知らせします。各大学等におかれては、引き続き、学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立にお取り組みいただくようお願いいたします。

事務連絡  
令和3年4月12日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 御 中  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

#### 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）

令和3年4月9日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づくまん延防止等重点措置について、当該措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県が追加されるとともに、これらの区域において当該措置を実施すべき期間について、東京都は本年4月12日から5月11日まで、京都府及び沖縄県は本年4月12日から5月5日までとすることとされました。この措置に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われましたので、その内容について下記のとおりお知らせします。なお、学校の取扱いに係る記載については「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）」（令和3年4月5日付高等教育企画課事務連絡、以下「4月5日事務連絡」という。）においてお知らせした内容から変更はありません。

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、変更された基本的対処方針及び「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年3月4日付高等教育局長通知）等において示した留意事項を踏まえ、学生の学修機会の確保と、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立にお取り組みいただくようお願いいたします。

なお、まん延防止等重点措置の実施に伴う大学等の教職員の出勤の取扱いや、年度初めに行われる入学式等の行事の取扱いについては、4月5日事務連絡においてお知らせしたとおりですので、適切に御対応いただくようお願いいたします。

加えて、アルバイト収入の減少等により経済的な影響を受ける学生が生じる可能性があります。こういった学生に対しては、「経済的理由により就学困難な学生等に対する支援策の周知等について」（令和3年3月26日付総合教育政策局長・高等教育局長通知）においてもお示しているように、新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金（学生が申請し、

休業前賃金の8割（一部6割，一日上限11,000円）が給付されるもの。）をはじめとする各種支援策を積極的に周知いただけるようお願いいたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して，独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して，大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して，大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して，本件について周知されるようお願いいたします。

## 記

### （変更後の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について）

#### 1. 対処方針の内容

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r\\_030409.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030409.pdf)

#### 2. 関連する記載の抜粋

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

#### （3）まん延防止

#### 5）学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

### （関連通知）

- 「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年3月4日付高等教育局長通知）

[https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt\\_kouhou01-000004520-02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kouhou01-000004520-02.pdf)

- 「経済的理由により就学困難な学生等に対する支援策の周知等について」（令和3年3月26日付総合教育政策局長・高等教育局長通知）

[https://www.mext.go.jp/content/20210330-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210330-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）」（令和3年4月5日付高等教育企画課事務連絡）

[https://www.mext.go.jp/content/20210409-mxt\\_kouhou01-000007001\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210409-mxt_kouhou01-000007001_1.pdf)

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111（代表）

高等教育局高等教育企画課（内線：2482）